

千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則改正の概要

県土整備部河川環境課

1. 改正を行う理由

①遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和五年農林水産省例第五十七号）により、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条が第18条に移動されたため（令和6年4月1日施行）、第3条第2号中の「第十四条第二号」を「第十八条第二号」に改正した。

②漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）により、漁港漁場整備法の題名が、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められた（令和6年4月1日施行）。これに伴い、第9条第1項第1号中の「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正した。

2. 改正内容

新旧対照表のとおり

3. 施行期日

令和6年4月1日